

## 五戸町臨時的任用職員の募集について

次の要項で職員を募集します。

### 1 職種及び採用予定人員

臨時看護師 4人程度

### 2 受験資格

(1) おおむね45歳までの者で、看護師の資格を有する者

(2) 上記の受験資格を満たすほか、日本国籍があり、活字印刷文の出題に対応できる者。また、地方公務員法第16条（欠落条項）の規定により、次の者は受験することができません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 五戸町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 勤務時間及び勤務内容

1日7時間 外来・病棟勤務（勤務時間は要相談によりパート採用もありうる）

### 4 給料

月額169,400円～（パート採用の場合は時間給1,120円～）

社会保険、雇用保険、通勤手当あり

### 5 任用期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

### 6 採用時期と申込期間

採用時期により下記のとおり、それぞれの申込期間が設定されています。

①平成29年10月1日（日）採用の場合、申込期間は平成29年8月25日（金）から9月15日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで。

＊郵送の場合は、9月15日（金）までに必着するように投函してください。

②採用予定人員に満たない場合、採用時期と申込期間を1か月単位で延長して募集します。ただし、募集している職種、人数の職員が採用となった場合は、募集を打ち切ることとなりますので留意願います。

### 7 試験の日時及び場所

①平成29年10月1日採用の場合、平成29年9月22日（金）午後、五戸総合病院にて面接を行う予定です。時間は受験者に直接通知します。

②平成29年11月以降の採用の場合は、受験者に直接通知します。

### 8 受験申込方法

受験申込書に履歴書、健康診断書、看護師の資格を確認できるものの写し1部（A4判）を添えて、五戸総合病院管理班へ提出してください。

※受験申込書、履歴書は、五戸総合病院管理班、五戸町役場総務課、川内支所、浅田支所、倉石支所に備えてあります。

9 提出先・問い合わせ

〒039-1517 青森県三戸郡五戸町字沢向17-3 五戸総合病院管理班  
TEL 0178 (61) 1200 内線333

平成 年 月 日

五戸町長 三浦正名様

住所

氏名

印

### 受験申込書

五戸町臨時的任用職員の採用試験を受けたいので、関係書類を添えて申込みします。

### 記

1 職種

臨時看護師

2 添付書類

① 履歴書

② 資格を確認できるものの写し1部（A4判）

③ 健康診断書





様式第5号（第51条関係）（1）

（カルテNo.）

健康診断個人票（雇入時）

氏名		生年月日	昭和・平成	年	月	日	年齢	歳
		性別	男：女		健診年月日	年	月	日
既往歴			血圧 (mmHg)					
	貧血検査	血色素量 (g/dl)						
		赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )						
自覚症状			肝機能検査		G O T (IU/l)			
					G P T (IU/l)			
					γ - G T P (IU/l)			
他覚症状			血中脂質検査		LDL コレステロール (mg/dl)			
					HDL コレステロール (mg/dl)			
					トリグリセライド* (mg/dl)			
身長 (cm)				血糖検査 (mg/dl)				
体重 (kg)				尿検査	糖		- + ++ +++	
BMI					たん		白	
腹囲 (cm)				心電図検査				
視力	右	( )		その他の検査				
	左	( )						
聴力	右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり		医師の診断				
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり						
	左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり		医師の意見				
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり						
胸部エックス線検査								
フィルム番号 No.		直接 間接 撮影 年 月 日		健康診断を実施した医療機関名及び医師氏名 <sup>⑤</sup>		所在地 医療機関名 医師氏名 <sup>⑥</sup>		
備考								

備考

- 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。
- BMIは、次の算式により算出すること。  

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は ( ) 外に、矯正している場合は ( ) 内に記入すること。
- 「その他の検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について意見を記入すること。